

令和4年度 業務改善助成金

(通常コース)のご案内

熊本労働局版

『業務改善助成金(通常コース)』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、
設備投資(機械設備(1)、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練)などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

賃金引上げ



設備投資等



設備投資等に要した
費用の一部を助成

詳しくはHPをご覧ください!



業務改善助成金

検索



概要

申請期限：令和5年1月31日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
30円コース	30円以上	1人	30万円	以下の2つの要件を満たす事業場	4 / 5
		2~3人	50万円		
		4~6人	70万円		
		7人以上	100万円		
		10人以上	120万円		
45円コース	45円以上	1人	45万円	・事業場内最低賃金と熊本の地域別最低賃金821円(R3.10.1)との差額が30円以内[851円以下]	生産性要件を満たした場合は9 / 10 (2)
		2~3人	70万円		
		4~6人	100万円		
		7人以上	150万円		
		10人以上	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円	・事業場規模100人以下	(2) 「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。 助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。
		2~3人	90万円		
		4~6人	150万円		
		7人以上	230万円		
		10人以上	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円		
		2~3人	150万円		
		4~6人	270万円		
		7人以上	450万円		
		10人以上	600万円		

(1) PC、スマホ、タブレットの新規購入、貨物自動車なども「生産量要件」に該当し生産性向上の効果が認められる場合は対象になります。

(引上げ額30円以上の場合に限る)

「生産量要件」：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヶ月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者

熊本県以外の地域に事業場がある場合は、その地域の地域別最低賃金が適用されます。詳しくは該当の都道府県労働局にお問い合わせください。

助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

ご留意頂きたい事項

予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。

申請期限は令和5年1月31日までのです。

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを、
熊本労働局雇用環境・均等室に
提出

審査

交付決定後、
提出した計画に
沿って事業実施

労働局に
事業実施結果を
報告

審査

支給

お問い合わせ先

～お気軽にお問い合わせください～

業務改善助成金コールセンター

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日8:30～17:15）

熊本働き方改革推進支援センター

熊本市中央区紺屋町2-8-1 熊本県遺族会館2-7 電話番号：0120-04-1124

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や
運転資金の融資を行っています。

詳しくは、日本政策金融公庫熊本支店、八代支店の窓口にお問い合わせください。



【参考2：業務改善助成金特例コースのご案内】

特例コースの概要

申請期限：令和4年7月29日まで

「業務改善助成金特例コース」とは、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が30%以上減少している中小企業事業者が、令和3年7月16日から令和3年12月31日までの間に、事業場内最低賃金（事業場で最も低い賃金）を30円以上引き上げ、これから設備投資等を行う場合に、対象経費の範囲を特例的に拡大し（Bの経費）、その費用の一部を助成するものです。

助成額・助成率

助成率： 3 / 4

助成上限額：

引上げ 人数	1人	2～ 3人	4～ 6人	7人 以上
上限額	30万円	50万円	70万円	100万円

助成対象

A 生産向上等に資する設備投資等	機械設備、コンサルティング導入、人材育成・教育訓練など（PC、スマホ、タブレットの新規購入、物自動車なども対象）
B 関連する経費	広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など